

# ひとりでも働く職場に労働保険

～ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。～

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour & Welfare

事業者のあたりまえ川柳

ひとりでも  
働く職場に  
労働保険

守る責任。加入する義務。

**労働保険**

労災保険 + 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による発病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。事業主は正社員、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。  
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト または二次元コードから

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

事業者の  
未手続事業一掃  
公開中!

岩手労働局、管内各労働基準監督署、管内各公共職業安定所では「労働保険未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題と位置づけた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、集中的な適用促進活動を展開することとしています。

**労働保険は国の強制保険であり、正社員、パート、アルバイト等の名称に関係なく、労働者を1名でも雇用した場合は、労働保険の成立手続を行う義務があります。**

労働保険の加入手続きがお済みでない事業場におかれましては、早急に加入手続きを行っていただきますようお願いいたします。

労働保険特設サイトはこちら

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html)

問い合わせ先

岩手労働局総務部労働保険徴収室 適用係 電話019-604-3003